

住所地とは別の場所への支給確認書の
送付を希望する方向け【提出期限】令和7年7月30日(必着)
ただし、様式第2号(確認書発行申請書)と併せて
提出の場合は令和7年9月30日(当日消印有効)

物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)支給確認書の送付先変更届

この給付金は、所得税・個人住民税所得割の定額減税に伴い、令和6年度に支給事業を実施した当初調整給付^注の算定において、令和5年中の所得等に基づく令和6年分の推計所得税額を用いて算定したこと等により、支給額に不足が生じたと認められる方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：「当初調整給付」とは、令和6年度において、所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられないと想定された(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、端数を1万円単位に切り上げて算定した額を支給したものです。佐倉市では「物価高騰対策臨時給付金(調整給付分)」として実施しました。

(宛先) 佐倉市長

受付印

※本様式が提出された場合、佐倉市において給付要件に該当するか審査の上で、記入された送付先に支給確認書を送付します。給付金の受給には、支給確認書の提出が必要です。

①支給対象者及び変更後の送付先(必須)

支給対象者氏名	生年月日	住民票上の住所
フリガナ	大・昭・平	
	年 月 日	電話 ()
変更後の送付先		
〒		
電話 ()		

※【代理人が変更届を提出する場合】

代理人	代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所	支給対象者との関係 ○をつけてください。
	フリガナ	大・昭・平	〒	
		年 月 日	電話 ()	1 法定代理人
上記の者を代理人と認め、 「物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)支給確認書の送付先変更届」の提出を委任します。			委任者(支給対象者)氏名 署名(又は記名押印) (印) ※法定代理人の場合、署名(又は記名押印)は不要	2 その他 (続柄等)

②提出者署名欄(必須)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

提出書類 記入・添付したらチェック欄(□)に✓を入れてください。

☐ 「物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)支給確認書の送付先変更届」

※本様式です。必要事項をご記入ください。

☐ 「①支給対象者及び変更後の送付先」への記入(本様式上部)

(代理人が提出する場合のみ。)

☐ 「※【代理人が変更届を提出する場合】」の記入☐ 「②提出者署名欄」への記入☐ ③本人確認書類

※本様式の裏面に添付してください。

※代理人が提出する場合は、本人分と代理人分の両方が必要です。

※裏面「③本人確認書類」欄に、本人確認書類を貼り付けてください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

③本人確認書類(必須)

・支給対象者の本人確認ができる書類を、この欄に貼り付けてください。

(代理人が変更届を提出する場合は、本人分と代理人分の両方が必要です。)

※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証、健康保険の資格確認書、年金手帳、介護保険証、在留カード、パスポート などの写し(いずれか1つ)
(氏名・生年月日・住民票上の住所の情報が確認できる部分の写しが必要です。)
(マイナンバーの通知カードは本人確認書類に該当しませんのでご注意ください。)

※「【代理人が変更届を提出する場合】」の「支給対象者との関係」で

「1. 法定代理人」を選択した場合は、その証明書類の写しも貼り付けてください。

＜例＞ ①成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写し

②代理権目録の写し(公的給付の受領に関する代理権の付与が確認できること)

※成年後見人の方が代理人の場合…①が必要です。

※保佐人・補助人の方が代理人の場合…①と②が必要です。

③戸籍謄本の写し(親権者の場合)(発行から6か月以内のもの)